

## 港区行政情報システム標準化対応方針について

令和7年度末（2025年度末）までに、区の基幹業務である15業務を担うシステムにシステム共通基盤を加えた12業務システムの標準化を実施するに当たり、全庁横断的な取組が必要であることから、それに向けた区の対応方針を策定しました。

### 1 経緯

令和2年12月に策定された国の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画では、令和7年度末を目標に、地方自治体の主要な17業務を処理するシステムの標準化を掲げています。

システムの標準化とは、国が定める全国共通の仕様に基づくシステムを各自治体が構築し、行政手続におけるデジタル化の更なる推進やシステムの維持経費などのコスト削減を図るものです。

区では、基幹系業務システムである「行政情報システム」のうち、住民記録、住民税等の15業務を担う12業務システムが標準化の対象となることから、全庁横断的な取組が必要となります。

このため、令和3年6月に港区情報システム管理検討委員会にシステム標準化対応検討部会を設置し、システムの標準化の内容、システムの標準化までの所管課の作業工程及びシステム稼働の全体スケジュールについて共有しました。

令和3年8月には「標準仕様書」と「現行のシステムや事務フロー」との差異を比較する手順や業務システムを複数年度に分けて稼働させた場合の対応などについて検討を行い、各システムの所管課に向けて説明会を開催しました。

また、現行システム事業者に対し、標準化に対応したシステムを構築する予定であるか調査を行うとともに、国が構築するガバメントクラウドの移行方法などについて情報収集を行い、令和3年11月に開催した情報システム管理検討委員会において、システムの標準化に向けた対応方針について検討を行いました。

### 2 行政情報システム標準化対応方針について

- ・ 電子申請の推進などの区民の利便性向上や、業務効率化を図ります。
- ・ 現行システムの状況を踏まえて、区民サービスへの影響を勘案し、安全かつ確実に進めていくこととします。

#### (1) システム標準化に移行する順序について

区のシステムは、業務毎に事業者からシステムを調達するマルチベンダと呼ばれる構成であるため、そのメリットを生かし、全システムを一括で稼働させず、複数年度に分けて段階的に稼働させることにより、リスクを抑えながら安全に移行することとします。

また、最初に全ての基幹系業務システムに関わる住民記録システムを稼働することで、問題の早期発見や他のシステムへの影響の確認を効率的に進めます。

#### (2) システム標準化完了時期について

システム標準化の完了時期は令和7年度末とします。ただし、国やシステム事業者の状況によって柔軟な対応が必要となるため、変更が生じる可能性があります。

#### (3) マイナポータルとの連携について

システム標準化により、マイナポータル上の電子申請（ぴったりサービス）データを業務システムに連携する機能が追加されることから、手続のオンライン化に伴う区民の利便性向上と職員の業務効率化を図るため、国の仕様に基づく「申請管理システム」を構築します。

#### (4) ガバメントクラウドの利用について

ガバメントクラウドは国が構築する他の自治体等と共同で利用するクラウド環境であり、区が求めるセキュリティ管理への制約やクラウドの環境障害による影響などの懸念があるため、区のデータセンターとガバメントクラウドを専用線で接続し、組み合わせで利用する形態である「ハイブリッドクラウド方式」を採用し、個人情報を引き続き、区のデータセンターで管理します。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月	システム標準化対応スケジュール策定
4月	住民記録システムの標準化対応構築開始
令和6年1月	住民記録システムの標準化移行（第1段階）
令和7年1月	第1グループ・第2グループの業務システムの標準化移行（第2段階）
令和8年1月	第1グループ・第2グループの業務システムの標準化移行（第3段階）

令和3年12月20日 資料No.3-2  
総務常任委員会

# 港区行政情報システム標準化対応方針

令和3年（2021年）12月

総務部情報政策課

# 目次

1	システム標準化対応の背景	1
(1)	システム標準化の内容	1
(2)	システム標準化の対象業務	1
2	港区の行政情報システムの現状と標準化への対応	2
(1)	サーバ環境	2
(2)	システム調達方式	2
(3)	システム標準化の対象となる行政情報システム	2
(4)	システム標準化における懸念事項	2
3	システム標準化対応方針について	4
(1)	システム標準化に移行する順序について	4
(2)	システム標準化完了時期について	5
(3)	マイナポータルとの連携について	5
(4)	ガバメントクラウドの利用について	6
4	今後のスケジュール	7

# 1 システム標準化対応の背景

国のデジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月改定）では、地方自治体における行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務改革（BPR）により人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことを目指しています。

これまで、地方自治体の情報システムは、自治体ごとにシステムを構築し、独自の制度や事務処理の手順等に対応するため、カスタマイズ等を行ってきましたが、システムの管理、制度改正への対応や経費負担などが課題となっています。

国は、デジタル・ガバメント実行計画の改定に合わせて策定した「自治体DX推進計画」において、行政手続のオンライン化や自治体システムの標準化など6つの項目を重点取組事項に掲げ、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていくとしており、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の成立により、各自治体はシステムの標準化が義務付けられています。

## (1) システム標準化の内容

システム標準化は、国が定める全国共通の標準仕様書に基づくシステムを各自治体が構築し、行政手続におけるデジタル化の更なる推進やシステムの維持経費などのコスト削減を図るものです。

国は、令和7年度末までに、国が提供するガバメントクラウド上で各自治体が標準化したシステムを稼働させることを目標としています。

## (2) システム標準化の対象業務

国におけるシステム標準化の対象業務は17業務ですが、特別区においては15業務が対象となります。

各業務の標準仕様書の公開時期は、住民記録システムが令和2年9月、第1グループが令和3年8月、第2グループ及び国民健康保険システムは令和4年夏とされています。

仕様書公開時期	業務名
令和2年9月	住民基本台帳 (印鑑登録※)
令和3年8月 (第1グループ)	個人住民税 軽自動車税 障害者福祉 介護保険 就学
令和4年夏 (第2グループ)	選挙人名簿管理 国民年金 後期高齢者医療 児童手当 生活保護 健康管理 児童扶養手当 子ども子育て支援
令和4年夏	国民健康保険
未定	戸籍(戸籍、戸籍の附票)※

※ 印鑑登録システム、戸籍・戸籍の附票システムについては、標準化対象となる方向で国において検討中です。

## 2 港区の行政情報システムの現状と標準化への対応

### (1) サーバ環境

住民記録システムなどの区の基幹系業務を担う「行政情報システム」は、次期行政情報システム整備方針に基づき、平成 23 年度にホストコンピュータから、パッケージシステムによるオープン系システムに移行しました。その後、平成 27 年度には各業務システムのサーバを仮想化し、物理サーバの台数を削減しました。

令和元年度には、港区専用のサーバ環境を物理的に保有せず、CPU やメモリ等の利用量に応じて料金を支払う形態（プライベートクラウド）を導入し、行政情報システム仮想化基盤を更新しました。

区の専用領域である安全な環境の利用とともに、利用量に基づく従量課金で経費の最適化を図っています。行政情報システム仮想化基盤上で行政情報システムが稼働しており、今後も新たな業務システムの稼働が予定されています。

### (2) システム調達方式

行政情報システムは、一社の製品で揃えず、各業務への適合性、コスト、事業者の遂行能力等を総合的に評価して調達したパッケージシステムから構成されるマルチベンダと呼ばれるシステム構成となっています。平成 23 年度に次期行政情報システム整備プロジェクトで導入したシステム共通基盤が、異なる事業者のパッケージシステムに対しても利用者認証やシステム間のデータ連携等の共通機能を担うことで、マルチベンダ構成においても全体的な最適化を実現しています。

### (3) システム標準化の対象となる業務システム

区では、システム標準化の対象となる 15 業務を担うシステムにシステム共通基盤を加えた 12 業務システムについて、システム標準化の対応を行います。

システム名	
(1) システム共通基盤	(2) 住民記録システム（印鑑登録システム※）
(3) 税務システム	(4) 国保・年金システム
(5) 福祉総合システム	(6) 介護保険システム（認定審査会システム）
(7) 健康管理システム	(8) 後期高齢者医療保険料システム
(9) 生活保護システム	(10) 投票管理システム
(11) 学事事務システム （戸籍システム）※	(12) 滞納整理システム

※印鑑登録システム、戸籍・戸籍の附票システムについては、標準化対象となる方向で国において検討中です。

### (4) システム標準化における懸念事項

自治体システムの標準化が実施されると、各事業者の業務システムは、現行のパッケージシステムから標準仕様書に基づき開発された新システムに順次切り替わることで、現行のパッケージシステムの保守期限が早い段階で終了することが見込まれます。このため、区でも、システムの標準化に対応していく必要があります。

国が作成する標準仕様書は、住民記録システムの転入・転出ワンストップ機能や電子申請データの取込機能など、区民サービスの向上や業務効率化につながる仕様が追加されていますが、区がシステム標準化に取り組むにあたり、次のような懸念事項があります。

① 標準仕様書

国が作成した統一的な仕様のレベルが、区が必要とする機能と乖離している場合、パッケージシステムに不足している機能を外付けすることになるため、より多くの構築作業が発生します。

② スケジュール

システム標準化の仕様書は、業務ごとに段階的に公開される予定です。特に第2グループは令和4年夏に仕様書が公開されるため、令和7年度に向けたパッケージシステムの開発期間や自治体への導入期間が短期間となります。また、標準仕様書は公開後も改版が予定されており、改版した仕様書に適合したパッケージシステムの提供が遅れる可能性があります。

③ 財政負担

国の財政負担は、令和3年度から令和7年度までの5年間における、標準化に対応するための経費が対象となりますが、その上限額が定められています。

標準化の仕様の範囲を超えた独自の施策や機能が多いほど、その対応のために一般財源の投入による対応が必要な状況となっています。

### 3 システム標準化対応方針について

システム標準化の対象となるシステムは、区の基幹業務を担っており、区民サービスに影響を及ぼすことなく対応していく必要があります。

区では、総合支所制度などの港区の独自性を踏まえたうえで、区民サービスを安定的に提供しつつ、さらなる区民の利便性向上や業務の効率化を目指し、システムの標準化を行います。

・電子申請の推進などの区民の利便性向上や、業務効率化を図ります。

・現行システムの状況を踏まえて、区民サービスへの影響を勘案し、安全かつ確実に進めていくこととします。

#### (1) システム標準化に移行する順序について

最初に住民記録システムを稼働し、その後、各業務システムを段階的に稼働させます。

標準化対応は、主にオールインワンパッケージ（単一システムの構成）を導入している自治体を想定した一括稼働と、主にマルチベンダによるシステム構成（システム毎に調達した複数システムの構成）の自治体を想定した段階的稼働が考えられます。

港区は全ての業務を単一のシステム事業者が構築するオールインワンパッケージではなく、各業務に最適なパッケージを採用するマルチベンダによるシステム構成を採用しているため、標準化対応には、関係するシステム事業者間の十分な事前調整と関係システムを対象とした全体テストを十分に実施することが必要です。

システムの標準化にあたり、一括稼働と段階的稼働の比較評価を行った結果、港区では①マルチベンダによるシステム構成は各業務システム単位での標準化対応に適していること、②標準仕様書の作成から稼働まで最も短期間となるスケジュールに全業務の稼働を合わせると全体テストの工程に十分な時間が確保出来ずに品質が低下するリスクがあること、③段階的な稼働にすることで、区としての標準化対応の習熟度が高まり、リスクを抑えながら安全に対応することができることから、段階的にシステム稼働をさせることとします。

住民記録システムは、標準仕様書が最も早く確定し、また、他の業務システムと連携するシステムであることから、最初に稼働させることとし、稼働時期は令和5年度とします。これにより課題の早期発見とその対応が可能となります。

なお、国の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」では、標準仕様書の更改されるタイミングに合わせて第1グループと第2グループに分けて移行を行うスケジュールが参考例として示されていますが、再調達の実施や標準化システムの提供時期も影響するため、港区では各業務の状況とシステム間連携の影響を考慮し、業務毎に最適な稼働時期を3つの段階に分けて計画的に対応することとします。



## (2) システム標準化完了時期について

システム標準化の完了時期は令和7年度末までとします。ただし、国やシステム事業者の状況によって柔軟に対応します。

デジタル・ガバメント実行計画では、標準化対応の目標時期を国の財政的支援を含めて令和7年度末と定めています。そのため、港区においてもシステム標準化の完了時期は令和7年度末までとします。

ただし、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に標準化対応の特徴として「全自治体において短期間に集中してシステムの移行がなされること」と記載されているとおり、標準化対応に関わるシステム事業者が、短期間のうちに全ての自治体の標準化対応するための開発体制、スケジュール調整に苦慮することが見込まれます。

また、標準仕様書が今後公開される業務については、システム事業者の仕様書に対応したシステムの開発期間が想定できず、自治体が導入可能となる時期も明らかではありません。

さらに、標準化対応では単なるシステムの入替えではなく、業務プロセスの見直しも必要となります。各所管課が標準仕様書と照らし合わせて現行業務プロセスの見直しを行うために、十分な期間が必要です。

現行の住民記録システムや税務システムなどを整備した「次期システム整備プロジェクト」と比較しても、標準化対象システム数は当時の対象システム数の2倍以上であることや、国の目標期限までの期間が短期間であるため、「次期システム整備プロジェクト」におけるシステム更改の経験を活かし、リスクを抑え、令和7年度末とされている標準化の移行時期について、国やシステム事業者の状況に応じながら、柔軟に対応できるよう準備に取り組む必要があります。

(参考資料：「次期行政情報システム整備と標準化対応のスケジュール比較」)

## (3) マイナポータルとの連携について

マイナポータルの電子申請(ぴったりサービス)と業務システムを連携するための「申請管理システム」を構築します。

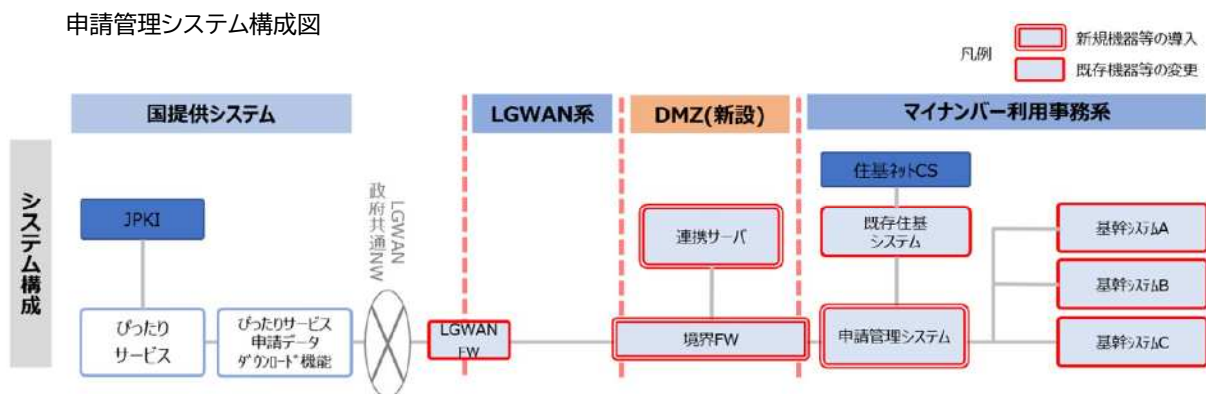
区では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、来庁せずに必要な行政手続を可能とする区民生活の実現に向け取り組んでおり、行政手続のオンライン化を順次進めています。

業務システムの標準仕様書には、マイナポータル上の電子申請(ぴったりサービス)データを取り込む機能が追加されており、データを連携するための国の仕様に基づく「申請管理システム」を構築します。申請管理システムの導入により、手続のオンライン化に伴う区民の利便性向上を図るとともに、これまで電子申請データを印刷し業務システムに手入力を行っていた処理が不要になるなどの事務処理の効率化を図ります。

住民記録システムの標準仕様書では、マイナポータルから転出届を提出する「転出・転入ワンストップ機能」が記載されており、今後公開される他業務の標準仕様書にも、マイナポータルからの電子申請データの取込機能が記載される予定です。

申請管理システムは令和4年度に整備しますが、申請管理システムから電子申請データを連携させる業務システム側の機能は、現行システムではなく標準化システ

ムで実装する場合には、実装までの期間は電子申請の件数に応じて、RPAなどを活用してデータ連携を行う予定です。



#### (4) ガバメントクラウドの利用について

ガバメントクラウドの利用にあたっては、区のデータセンターと国のガバメントクラウドを専用線で接続し、組み合わせて利用する形態である「ハイブリッドクラウド方式」を採用し、個人情報を引き続き区のデータセンターで管理します。

港区の個人情報を扱う行政情報システムのサーバ環境は、区の専用領域として利用する形態は変えずに、ホストコンピュータ⇒業務別サーバ⇒仮想化基盤⇒プライベートクラウド（現在の利用形態）とコストメリットをより享受できる形態へと進化し続けてきました。

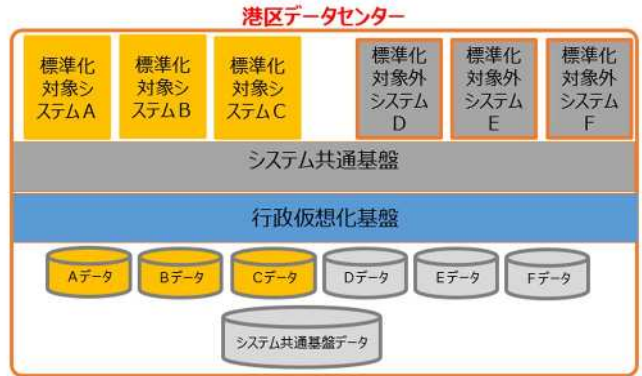
デジタル・ガバメント実行計画では、国、地方公共団体の情報システムを稼働する環境として、国が共通的な基盤・機能を提供する「ガバメントクラウド」を整備する計画です。ガバメントクラウドは令和3年度から令和4年度に先行事業により一部自治体にて検証を行った後、令和5年度から本格稼働し、令和5年度から令和7年度において各自治体の標準化システムを移行することが基本方針となっています。

ガバメントクラウドは、国が提供する環境で各自治体の責任で利用することになり、他機関と共同で資源を利用するパブリッククラウドが前提であることから、区が求めるセキュリティ管理への制約やクラウド環境障害による影響などの懸念があります。

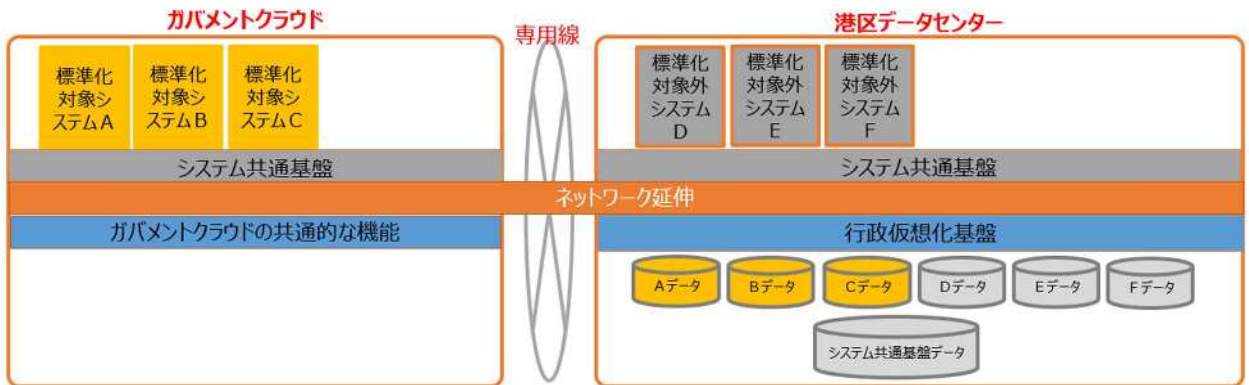
そこで、区では、ガバメントクラウドだけでなく区のデータセンターを継続利用し、個人情報区は区のデータセンターで管理することとし、それ以外のサーバ環境は国が提供するガバメントクラウドを利用する形態である「ハイブリッドクラウド方式」により標準化システムを稼働することとします。

ただし、ガバメントクラウドに関しては、令和3年度から令和4年度にかけて実施する国の先行事業により仕様や自治体が負担する経費の詳細が決定する予定となっています。ガバメントクラウドの利用については、先行事業の情報を収集しつつ継続検討します。

システム構成イメージ(現行)



システム構成イメージ(ハイブリッドクラウド方式)



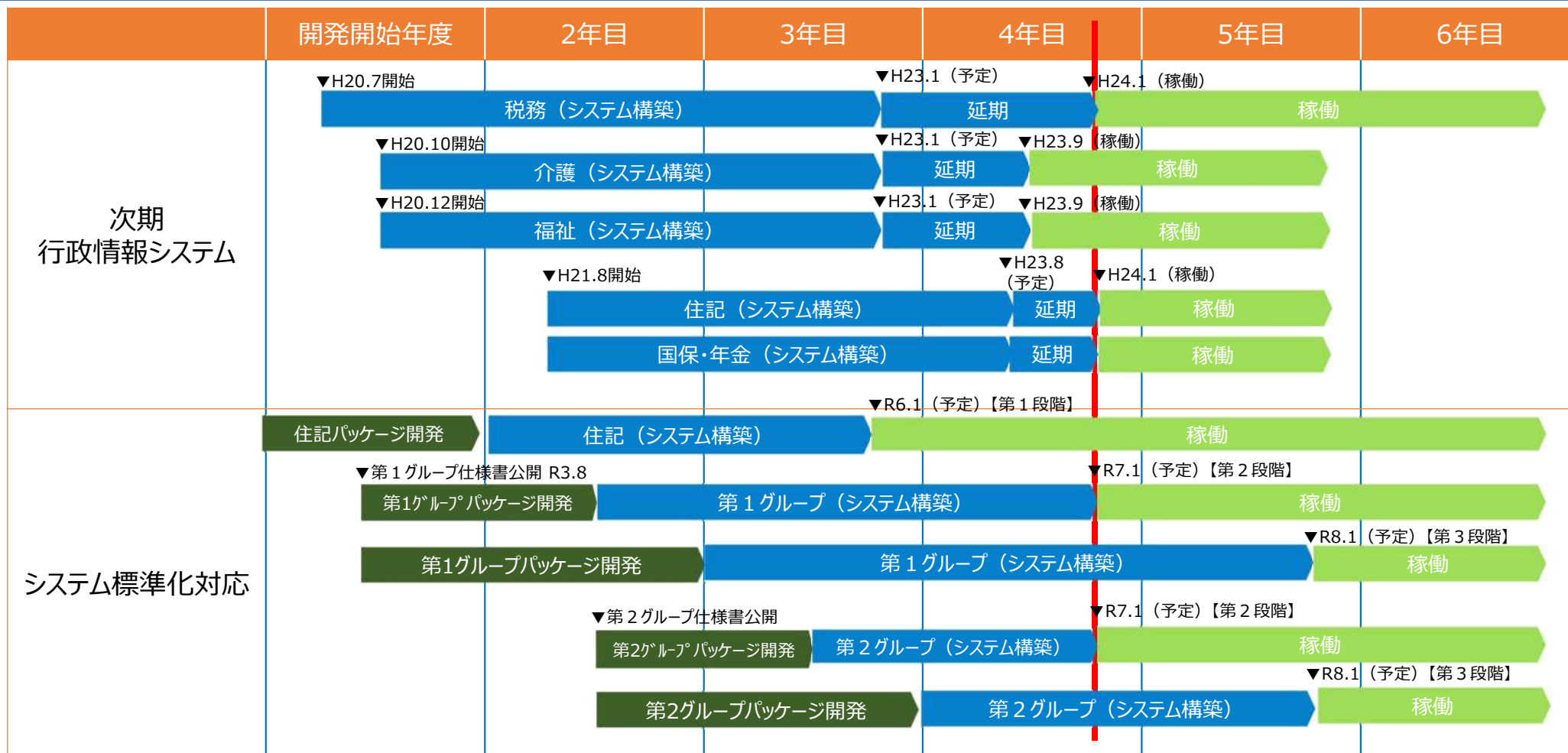
4 今後のスケジュール

令和5年度の住民記録システムの稼働、令和6年度、令和7年度の段階的稼働に向けたタスクの整理とスケジュールを詳細化したシステム標準化対応計画を策定する予定です。

なお、今後のガバメントクラウドの動向や、標準仕様書の公開・改定、データ要件・連携要件の動向によって、随時スケジュールは見直しを行う予定です。

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
国の動き	▼5/19閣議発表 ▼第1グループ仕様書公開 ▼自治体DX推進計画手続書	▼第2グループ仕様書公開 ▼国民健康保険仕様書				
港区の方針・計画策定	方針策定 計画策定					
標準仕様書との差異調査と整理	調査・整理 (任記)	調査・整理 (第1グループ)	調査・整理 (第2グループ)			
港区のシステム対応	見積・予算化	システム対応 見積・予算化	システム対応 見積・予算化	システム対応 見積・予算化	システム対応 見積・予算化	システム対応 見積・予算化

# 次期行政情報システム整備とシステム標準化対応のスケジュール比較



パッケージ開発

は、システム事業者によるパッケージの開発期間です。